

○厚生省令第六十一号  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令を次のように定める。  
 平成七年十二月十四日  
 厚生大臣 森井 忠良

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（厚生省令で定める行為）  
 第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）以下「法」という。第二条第五項の厚生省令で定める行為は、こん包とする。  
 （分別基準）

第二条 法第二条第六項の厚生省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村（特別区の存する区域においては、都とする。）が法第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物ごとに当該物に対応する同表の下欄に掲げるとおりとする。

一	主として鋼製の容器包装に係る物	一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができ、最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。 二 圧縮されていること。 三 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。 四 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。 五 洗浄されていること。ただし、高圧ガスを充てんする容器にあつては、この限りでない。 六 高圧ガスを充てんする容器にあつては、充てん物、ふた及び噴射のための押しボタン（除去することが容易なものに限る。）が除去されていること。
二	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	一の項各号に適合すること。

三	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び白ガラス製のものを除く。）に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 洗浄されていること。 三 無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区別されていること。 四 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。 五 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。
四	主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんする（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 洗浄され、乾燥されていること。 三 切り開かれ、又は圧縮されていること。
五	主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号並びに三の項第二号に適合すること。 二 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 三 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。 四 圧縮されていること。

この省令は、法の施行の日（平成七年十二月十五日）から施行する。  
 ○通商産業省令第一号  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第十項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令を次のように定める。  
 平成七年十二月十四日  
 通商産業大臣 橋本龍太郎

一	「および」を「及び」とし、「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベーススペシャリスト試験」と改める。
二	「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。
三	「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。

○通商産業省令第四号  
 情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令  
 平成七年十二月十四日  
 通商産業大臣 橋本龍太郎

情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。  
 第一条中「および」を「及び」とし、「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。

一	「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。
二	「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。
三	「データベーススペシャリスト試験」及び「マイコン応用システムエンジニア試験」を「データベースシステムの開発に必要な専門的知識及び技能」と改める。

5 通商産業大臣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校において、第二種情報処理技術者試験の科目を履修した者に対しては、別に定めるところにより、第二種情報処理技術者試験の一部を免除することができる。

データベーススペシャリスト試験	一 情報処理システムに関する知識 二 データベースシステムの開発に関する専門的知識 三 データベースシステムの開発に関する専門的能力
マイコン応用システムエンジニア試験	一 情報処理システムに関する知識 二 データベースシステムの開発に関する専門的知識 三 データベースシステムの開発に関する専門的能力